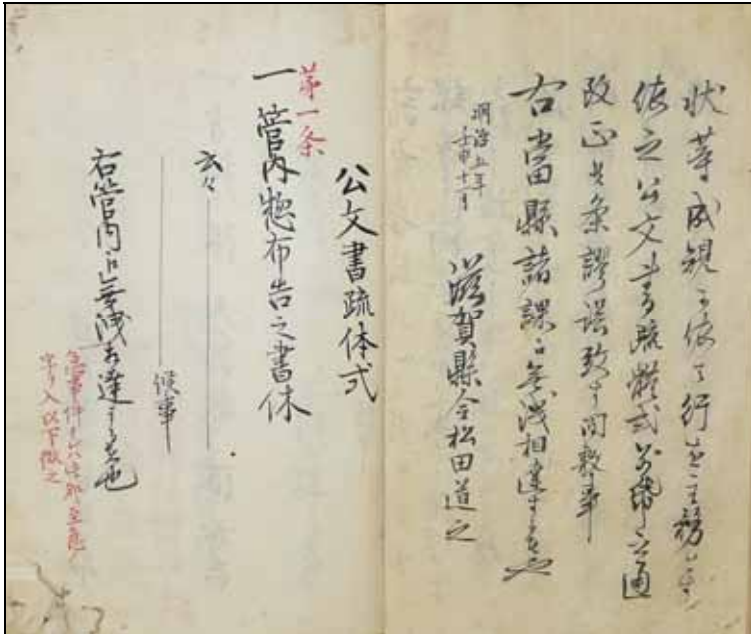


# 展示「守られ、受け継がれる文書たち」

平成 21 年 6 月 15 日 ~ 7 月 10 日



## 『公文書疏体式』の達

明治 5 年 (1872 年) 11 月

9 月に犬上県と合併して、現在の  
の県域となった滋賀県が出した  
達。文書による指令の権限を定め、「右管内江、無洩相達する者  
也」など定型を例示している。  
書疏とは書状のこと。

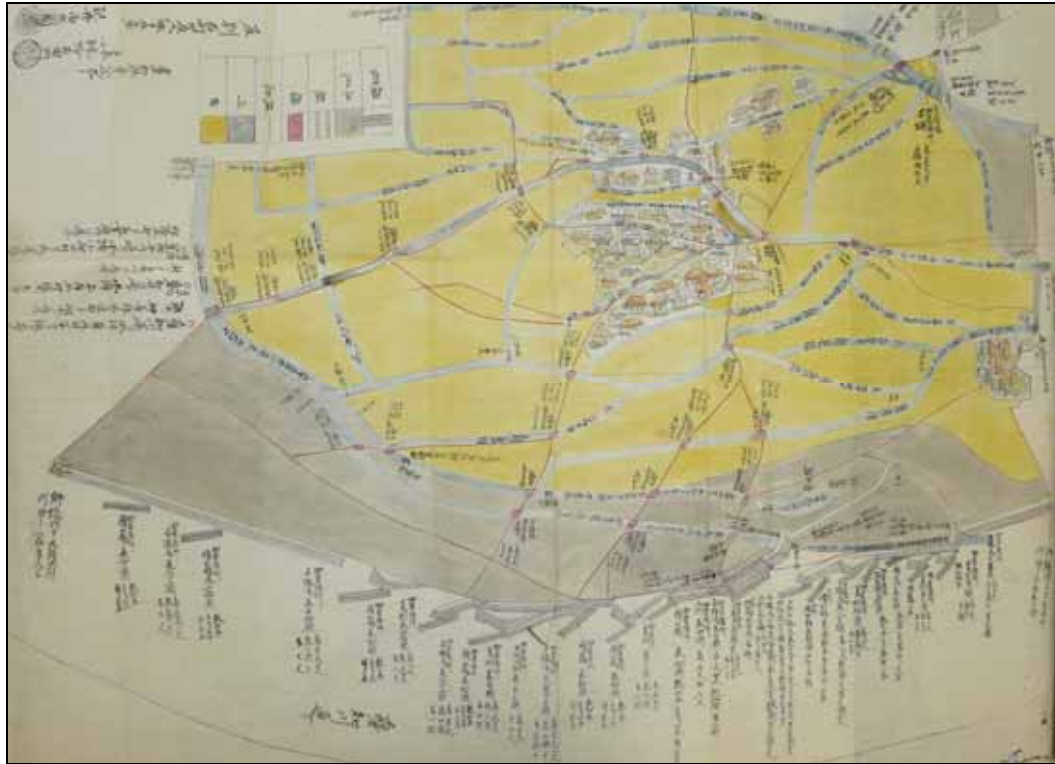
この案は県令（知事）松田道之  
が自ら作っている。松田は、内  
務官僚として京都府大参事など  
を経て初代滋賀県令となり、  
次々と新しい施策を打ち出し  
た。



## 「立案書式」明治 19 年(1886 年) 7 月

地方官官制の改正にともない、「滋賀県庁  
中処務細則」により組織の分掌や職務心得、  
文書取扱などが定められた。その中で  
示された「記簿式」の例。

決済欄にある「知事」は、この改正によっ  
て今までの「県令」から変わったばかりの  
職名である。



「小田苧村絵図」 (東近江市小田苧町) (明治7年(1874年))

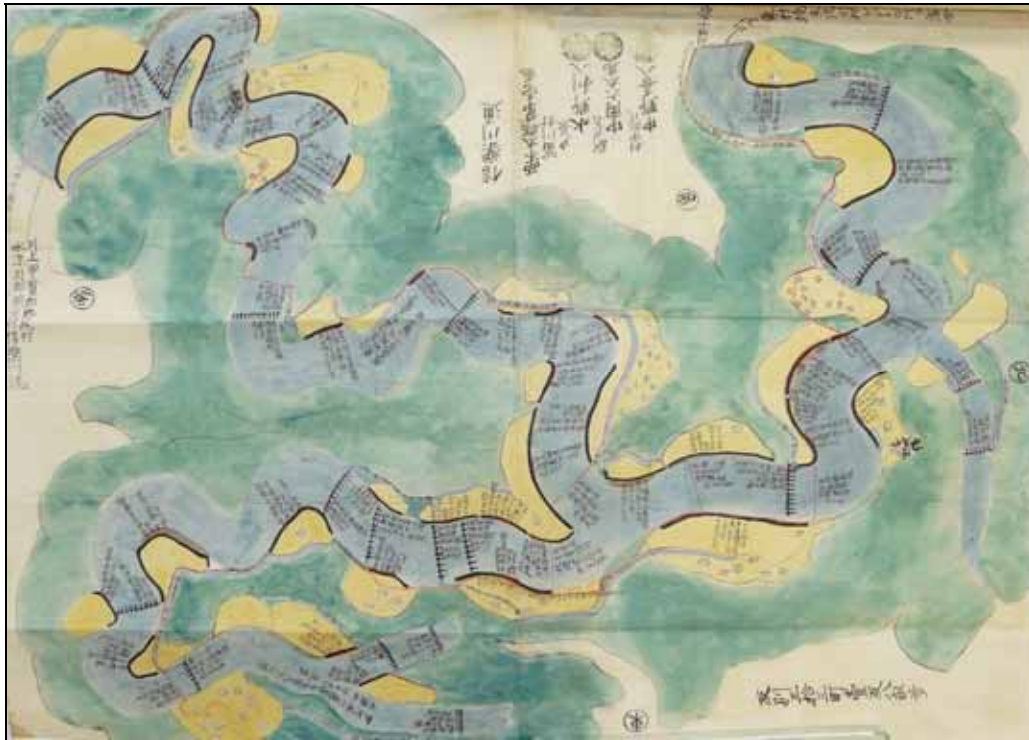
明治13年(1880年)の戸数は227、人口855人。愛知川の氾濫でたびたび被害を被っていた地区のため、川沿いに御普請(官普請)の水制などが並んでいる。  
 水刳や菱刳など水制や石猿尾の長さ、「高さ」、「敷」、「馬」、また根籠、積籠の「長さ」と「敷」、「重ね」、「留り」が細かく書き上げられている。

水制：川岸から川の中心部に向けて突き出す形で設けられる工作物 猿尾：堤から河川に向かって設けられる堤防 根籠：竹などを細長く編み、石を詰めた蛇籠を川底に置いたもの



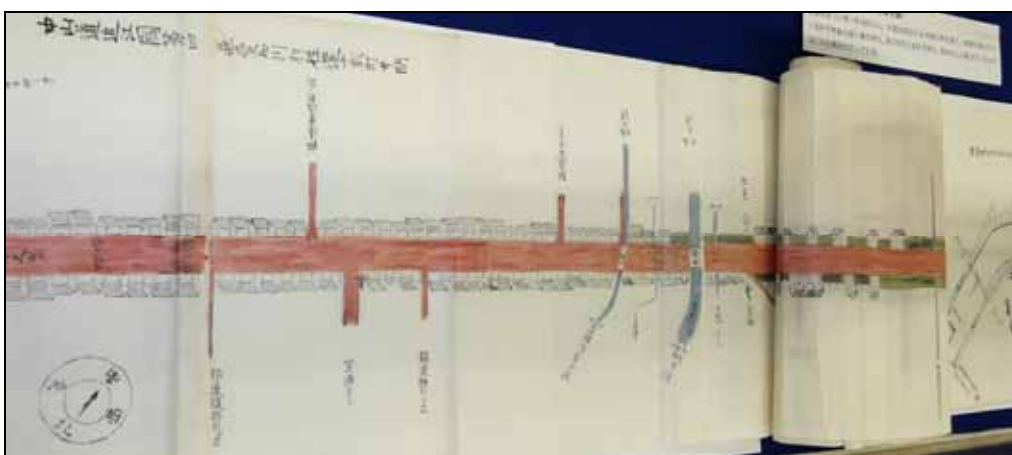
「沖之島村絵図」  
 (近江八幡市沖島町)  
 (明治7年(1874年))

周囲約12キロの琵琶湖最大の島。  
 波止場も湊も官費とされている。集落の左に奥津島神社が描かれている。



「信楽川通 栗太郡第1区富川村絵図」(大津市大石富川町)(明治7年(1874年))

信楽川は信楽町から出て、瀬田川に合流する淀川水系の一級河川。  
 南東から加河谷川(加河川)が注ぎ、西に蛇行して東村のシシトビ川へと続いている。  
 村内を流れる信楽川は3110間(約5.7km)、野尻村から入る時には12間(約22m)  
 だった川幅は、村を出る時には15間(約27m)になっている。  
 御普請(官普請)として、井堰・石垣・石堤が描かれている。赤い線は道と橋であるが、  
 橋は板橋で全て自普請。北の方には、春日神社が見える。



「中山道筋  
 野洲郡大篠原村  
 ヨリ愛知郡愛知  
 川村迄道路図面」  
 (明治5年  
 (1872年)7月)

往還(街道)筋の各村が提出した中山道の図。方位に関係なく用紙を横断するように描かれており、25の村を繋いで約12mもの長さになっている。現在の8号線では20kmほどの区間であるが、各村の報告している道の長さは合計372町(約40km)余りにもなる。道幅は、2間(約3.6m)から3間(約5.5m)まで場所によって異なる。